

令和6年度 根室市奨学資金貸付について

1. 貸付条件

- (1) 本人（借受人）又はその親権者若しくはこれに代わる者（後見人）が現に引き続き3年以上本市に住所を有すること。
- (2) 学校教育法による高等学校、短期大学、大学、大学院、高等専門学校、専修学校（高等課程・専門課程）又はこれらに相当する学校に在学すること。
- (3) 学資金の支弁が困難と認められること。
- (4) 学術優秀、品行方正及び身体強健であること。

2. 貸付期間

在学する学校の正規の修業年限を限度とします。

3. 貸付額

※令和6年度予算議決後、正式に決定します。

※参考（令和5年度貸付金額）

①奨学資金

区 分	令和5年度貸付金額
大学院・大学	240,000円以内
短期大学	240,000円以内
専修学校（専門課程）	240,000円以内
高等専門学校	108,000円以内
高等学校	108,000円以内
専修学校（高等学校課程）	108,000円以内

②入学準備金

区 分	令和5年度貸付金額
大学院・大学	200,000円以内
短期大学	100,000円以内
専修学校（専門課程）	100,000円以内
高等専門学校	100,000円以内
高等学校	50,000円以内
専修学校（高等学校課程）	50,000円以内

※根室市母子家庭等入学準備資金貸付基金条例の貸付を受けた方には、入学準備金の貸付は行いません。

4. 貸付方法

- (1) 入学準備金については、申込期間及び貸付希望時期により一括で貸し付けます。
- (2) 奨学資金については、年3期に分けて貸し付けます。

5. 償還方法

卒業後1ヵ年据置とし、その翌日から10年以内とします。（無利子償還）

※ただし、大学又はこれに相当する学校に進学し、引き続き奨学資金の貸付を受ける場合は、その学校を卒業後1ヵ年まで据置とし、その翌日から13年以内とすることができます。

6. 申込期間

令和5年12月11日（月）～令和6年4月10日（水）

※令和5年度中に入学準備金の貸付を希望する場合は、令和6年3月8日（金）までに申し込んでください。この場合、奨学資金の申請書は別に提出してください。

7. 申請時の提出書類

- (1) 奨学資金等貸付申請書（第1号様式）
- (2) 推薦書（最終卒業学校長又は在学学校長、第2号様式）
- (3) 成績証明書（最終学校又は在学学校）
- (4) 家庭状況調査書（第3号様式）
- (5) 入学許可書又は合格通知書（写）
- (6) 保護者の令和5年(1～12月)の所得を証明できる書類（源泉徴収票、確定申告の写しなど）
- (7) 連帯保証人2名の納税証明書（市税完納証明書、市役所納税担当で交付を受けて下さい。）
※滞納がある場合は奨学金の貸付を受けられません。
- (8) 市税課税台帳等閲覧の同意書（第3号様式の1）

8. 申請書類提出の際の留意事項

- (1) 申請者は奨学生本人としてください。
- (2) 連帯保証人2名のうち1名は親権者又は後見人としてください。また連帯保証人のうち1名は本市在住者としてください。
- (3) 申請書、誓約書の法定代理人及び連帯保証人は、各自の自署で押印し、申請書、誓約書に使用する印鑑は同一印鑑としてください。
また、課税台帳閲覧同意書の家族全員の印はすべて異なる印で押印してください。
- (4) 家庭状況調査書は申請者と同一生計の方全員の氏名を記入してください。
また、市外に就学している方がいる場合には、その氏名も記入してください。
- (5) 申請者の住所は正確に記入し、特に申請者が学生で地方に住所を有している場合は下宿先、アパート名、連絡先などを詳細に記入してください。

9. 貸付決定後に提出する書類

奨学資金貸付決定の通知があった場合、次の書類を提出してください。

- (1) 誓約書（別記第5様式）
- (2) 奨学資金貸付金口座届出書（奨学生本人の名義のもの）
- (3) 進学届（第4号様式の2）
※入学準備金の早期貸付を受けた方は、指定する日までに在学証明書を提出してください。
(提出がない場合は奨学生の決定を取り消し、返還することとなります。)

10. お問い合わせ先

根室市常盤町2丁目27番地
根室市教育委員会 教育総務課学校教育担当
電話 0153-23-6111（内線2420）